

# とうかつ 第33号

# 普及だより

<http://www.pref.chiba.lg.jp/ap-toukatsu/>

平成26年2月発行

発行：千葉県東葛飾農業事務所  
改良普及課

東葛飾農林業振興普及協議会

住所：柏市柏 255-1

電話 04-7162-6151

FAX 04-7162-6154



森内閣府特命担当大臣から賞状授与

## JAちば東葛西船橋葉物共販組合が 食育ボランティア表彰を受賞!

小松菜のブランド化に取り組むJAちば東葛西船橋葉物共販組合（16戸、小松菜周年栽培）は地元飲食店と連携した小松菜を使った商品や料理のPR活動とあわせて、食育活動も積極的に取り組んでいます。食育活動は平成21年から若手組合員「チームうぐいす」が中心となり、①地元の学校給食への小松菜の供給、②地元幼稚園・小中学校の社会科見学受け入れや出前授業の提供、③組合自ら企画する

食育イベント（小松菜収穫体験と小松菜を使った親子料理教室や農業見学ツアー等）の開催を継続的に行っています。畑の見学や出前授業では、種まきから収穫・出荷までの流れやより良い小松菜をつくるための工夫等について子どもたちに分かりやすく説明し、一連の活動を通して小松菜づくりへの想いやこだわり、都市農業に対する理解を図っています。これまで「チームうぐいす」が行なった食育活動の参加者は延べ千人を超え、西船橋の小松菜のファンが着々と増えています。

これまでの活動とその功績が評価され、平成25年度「食育推進ボランティア表彰」（応募総数72件、10件表彰）に選ばられ、6月22日（土）、第8回食育推進全国大会（主催：内閣府、開催地：広島県）で表彰されました。選考は①活動内容、②活動の波及および評価、③活動の継続性と安定性、④活動の主体性から



小学生社会科見学で小松菜の収穫体験を実施

行われました。葉物共販組合の活動は「若い人が中心となり身近なことから活動を始め、専門性と若いセンスを生かしている」点が特に評価され、全体的に水準が高かった中で、農業関係で唯一の受賞となりました。最近では西船橋の小松菜のファンとなった地域住民が応援するプロジェクトも立ち上がり食育活動の幅が広がっています。今後も様々な形で農業者自ら都市農業についての情報発信を継続できるように、農業事務所も関係機関と連携して支援していきます。

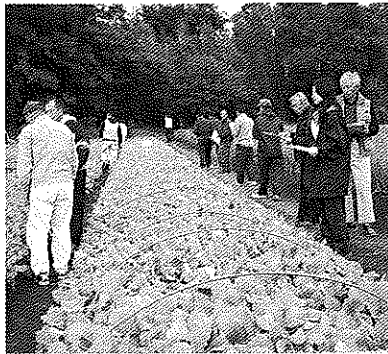
一緒につくろう！力強い産地を  
JA東葛ふたば園芸連かぶ部会

JA東葛ふたば園芸連絡協議会かぶ部会（柏市・我孫子市、合計28名）は、平成23年10月から共撰共販を開始しました。平成24年からは「ちばの園芸産地活性化支援事業」、平成25年には「普及活動強化推進事業」も活用し、組織強化、生産量確保、販売力強化につながる活動を展開しています。

共撰共販開始後、初の現地検討会では、品種比較試験圃3ヶ所を全員でまわり、商品性、作業性、食味等を審査し、有望品種を選抜しました。「組織活動を通じて仲間を増やし、一緒に、美味しくて高品質なこかぶ産地を目指しましょう」と、秋谷部会長が講評されました。

漬物のイメージが強いこかぶですが、若い世代の消費拡大に向け、女性農業者4名が知恵を出し合い、美味しくて手軽な食べ方を研究しました。生産者と関係機関とで試食・検討した結果、特に好評な料理のレシピを、販促用チラシに掲載しました。

出荷が本格化する11月、都内スーパーで、朝どりこかぶの販促活動を行いました。白く輝く新鮮なこかぶと、手軽に作れる「めんつゆ漬け」の試食が、お客様に大変喜ばれ、開店後間もなく完売しました。パイヤーからも、当産地のこかぶの品質に対し高評価をいただきました。農業事務所は、今後も部会と連携し、産地活性化を図ります。



目が真剣！現地検討会（上）  
葉も美味しいこかぶ料理（左）



人を惹き寄せる話し方を身につけよう！  
東葛飾地域農業青少年クラブ合同研修会

東葛飾地域は千葉県内でも農業後継者が多く、管内5市（市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、松戸市、流山市（柏市））で農業青少年クラブ（4HC）による活動が行われています。

農業事務所では、これからの地域のけん引役として期待される4HC員を対象として、農業経営の資質向上のために研修会を開催しています。今年も、直売や市場出荷など販売の場面、近隣住民への情報発信・説明などの場面で「会話力」が求められているとのクラブ員からの声を受け、「話し方」、「マナー」についての研修会を企画しました。そこで、7月23日、「人を惹き寄せる聞き方、話し方」をテーマに、東葛飾地域4HC合同研修会を開催し、32名の青年農業者が参加しました。

講師は、「株式会社たぐいま」の佐藤翼氏に依頼し、農業者の実例やご自身の経験をもとに、人に好感を持たれる話し方のコツをわかりやすく講演頂きました。また、講演の後、「銀杏を銀

座の名店に売り込むとしたらどうするか」というテーマをグループ

で話し合い、代表者によるデモ商談会を行いました。代表者は慣れない売り込みに苦戦しながらも、相手を想像する、相手が知りたい事・聞きたい事を順番に話す、など講演のポイントを意識してデモ商談を行いました。参加者からは「伝える難しさを知った」、「買手の手を考えると、相手の話をよく聞く事が大事」など新たな発見の声が聞かれました。

当事務所では今後も農業後継者の資質向上と地域リーダーとしての成長を支援していきます。

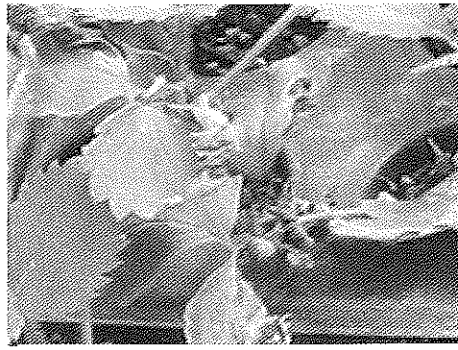


グループ代表によるデモ商談会

## 暑い夏を乗り切れ！ 野菜栽培の高温対策

### 1 猛暑による野菜への影響

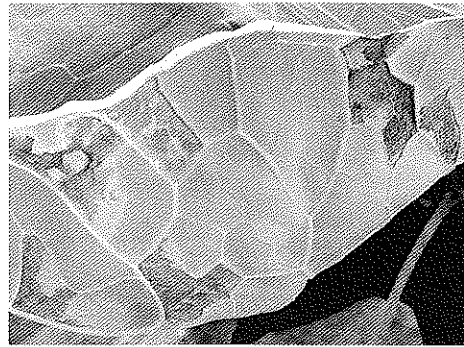
猛暑となることが多い近年の夏。平成25年は、暑いだけでなく、大雨にもたびたび見舞われました。こうした気候変動は、野菜栽培の現場においても、さまざまな影響を及ぼしています。



イチゴ苗の高温による葉焼け

高温による症状は、しおれや発芽不良、薬剤散布、かん水後の葉焼けなどがみられます。また、大雨によって地面がたたかれて固くなり、ホウレンソウが生育不良を起こすことがあります。直接的な気象による障害だけ

でなく、高温乾燥条件下でのハダニ、アザミウマといった害虫の多発、降雨後の高温多湿条件下での細菌病の発生なども多くみられます。



台風後に発生したキャベツ黒斑細菌病

### 2 野菜栽培の高温対策

#### (1) イチゴの育苗

イチゴは「苗づくり」で八割方が決まります。夏の暑い時期には、40〜60%の遮光をし、温度が高くならないようにします。また、蒸散・蒸発が多くなるため、かん水回数が増えると思いますが、かん水時に感染しやすい炭疽病に注意し、罹病株の除去や、ハダニ、うどんこ病も含

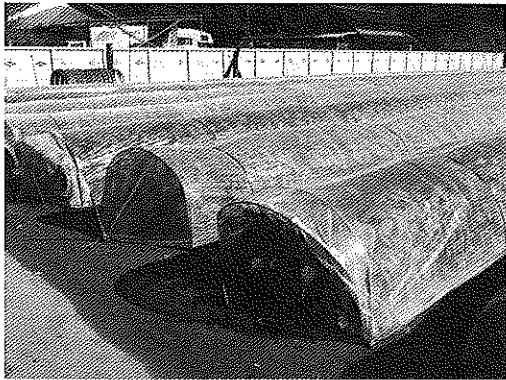
めた定期的な薬剤防除を心がけて下さい。

#### (2) ホウレンソウ・シュンギク

どちらも高温に弱く、発芽不良を起こしやすい作物です。発芽前のほ場にはたっぷりかん水し、発芽するまでは、できるだけ遮光、雨よけをするようにしましょう。

#### (3) エダマメ

近年作付けが増加している夏に播種するエダマメですが、定植後は高温をさけるために防虫もかねて、防虫ネットを設置します。



## 使用前に、必ず農薬ラベルを 確認しましょう！

農薬は、農作物を安定的に生産し、品質や商品価値を維持する上で重要な役割を果たしていますが、その使用方法を誤ると、人体への健康上の被害や環境に大きな影響を与える可能性があります。また、農薬の不適切な使用は、その農産物の流通が原則禁止されるとともに、産地全体の信頼にも大きな影響を与え、大きな損失につながります。

本年も、ラベルに表示された適用作物の確認を行わず農薬を使用したことが原因で、基準値を超えた残留農薬が検出された事例がありました。農薬のラベルには、適用作物、適用病害虫、使用方法等が記載されています。使い慣れた農薬でも使用に先立ち、必ずラベルを読むことが必要です。

農薬のラベルの記載事項を守って、適正に使用することが事故防止の第一歩です。

# 果樹の大敵 白紋羽病を温水で治療！

## 白紋羽病の温水治療

温水治療とは、温水を点滴灌水処理して地温を上げ土壌中の白紋羽病菌を殺菌する技術のことです。従来の薬剤処理と比較して環境に対する負荷が小さいという利点があります。

## 温水治療のポイント

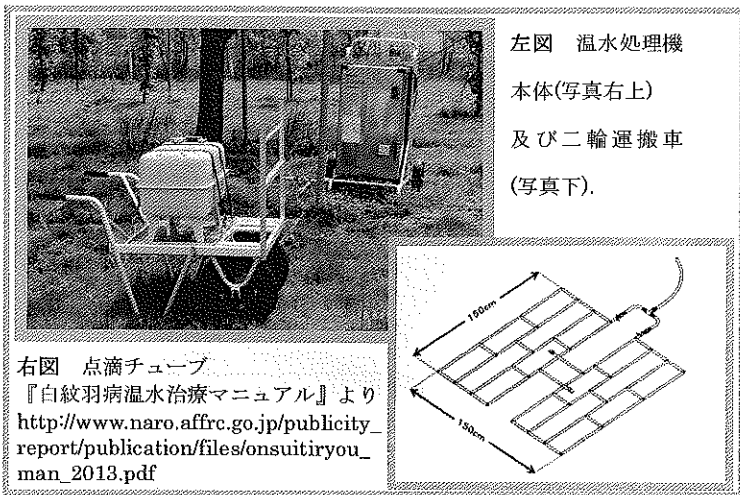
- ・白紋羽病菌は熱に弱い(地温35℃から殺菌され、地温が高いほど速く殺菌される)。
- ・ナシは地温45℃に数時間耐えられる。

この温度差を利用して白紋羽病を治療！

- ・地温45℃程度では処理による他の土壌菌への影響は少ない。
- ・処理後、白紋羽病菌の増殖を抑える土着の菌が増殖する。
- ・もともと土壌にいた菌の増殖によって、白紋羽病菌の処理後の増殖を抑えるという働きもある。

温水処理機は主に以下の3

温水処理機の使い方は、まず、処理を行う樹の根元に点滴チューブを



左図 温水処理機  
本体(写真右上)  
及び二輪運搬車  
(写真下)。

右図 点滴チューブ  
『白紋羽病温水治療マニュアル』より  
[http://www.naro.affrc.go.jp/publicity-report/publication/files/onsuitiryou\\_man\\_2013.pdf](http://www.naro.affrc.go.jp/publicity-report/publication/files/onsuitiryou_man_2013.pdf)

- ① 温水処理機本体：適切な温度管理ができるポイラー。
- ② 二輪運搬車：温水処理機に灯油を供給するタンクを積む二輪車。
- ③ 点滴チューブ：木の根もとに配置し、温水を一定の速度で均一に点滴灌水する1.5m×1.5mの網目状のチューブ。

チューブを広げ、約50℃の温水で点滴灌水をします。その際、保温のためマルチフィルムで被覆します。同時に、ペン型温度計などを使用して地温を3地点で計測し、所定の地温を超えた時点で処理を停止します。

表1にフロンサイドSCとの比較の大きな目安を示しました。費用を試算したところ、樹1本に対して温水処理で薬剤処理のおよそ3分の1程度となりました。

処理時間や水量、費用等は環境条件や公共料金により変動します。夏期には目安の4～6時間より早く目標温度に達する場合もありますが、反対に開始時の地温が低かったり、土壌に水が浸透しにくい条件下では処理時間及び水量が増加し、費用も上がります。そのため、地温が比較的高い時期(6～10月)に処理を行うと効率的です。

温水処理は白紋羽病に対する有効な防除方法ですが、樹勢に明らかな衰えがある重症樹では、処理後も回復せずに枯死する可能性があります。そのような場

合は、改植時に温水処理機を用いて「熱水消毒(50℃以上の熱水で点滴灌水)」を行い、効果的に白紋羽病菌を消毒することもできます。

この新技術に興味のある方は、改良普及課までお問い合わせ下さい。

表1 ナシ樹一本に対する温水処理とフロンサイドSC灌注処理との比較

	温水処理	フロンサイドSC灌注
実施時期	6～10月	11月～2月(休眠期)
実施時間	4～6時間(処理中は放置)	0.5時間(処理中の作業あり)
水量	800～1000リットル	100～200リットル
必要な設備	・温水処理機※1(約150万円) ・水源(井水か上水) ・電源(発電機でも可)	・灌注機
費用(試算)※2	約540円※3	約1530円※4

※1 温水処理機本体、二輪運搬車、点滴チューブを併せた価格。  
 ※2 温水処理機本体の価格など初期費用は含めずに試算。  
 ※3 水道費 約200円/m<sup>3</sup>(千葉県水道局で月80平方メートル使用時の平均)  
 灯油 約100円/L (H25.12調べ)  
 1000Lを温水処理したとして試算。  
 ※4 水道費 約200円/m<sup>3</sup>  
 フロンサイドSC 5000円/500mlを1000倍で150L処理したとして計算。

## 平成26年からの水田農業政策 変更のポイント

平成26年度から水田農業政策は大きく転換します。新たな経営所得安定対策では、米の直接支払交付金が半減する一方、飼料用米と米粉用米に数量支払を導入・支援を厚くし、主食用米からの転換を促します。

また、新たに日本型直接支払制度を創設し、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動を支援します。

以下に新たな経営所得安定対策のポイントを紹介します。

- ①米の直接支払交付金  
米の生産数量目標に即した生産に対し支払う、米の直接支払交付金は平成30年度から廃止します。なお、26年度から29年度の間は、半減の10<sup>円</sup>当たり7千500円となります。
- ②米価格変動補てん交付金  
主食用米の「標準的な販売価格」と「当年産の販売価格」の差額を全額国庫で補てんする米価補てん交付金は26年度から廃止となります。
- ③水田活用の直接支払交付金

飼料用米や麦、大豆など戦略作物の助成と産地交付金により、水田のフル活用を図ります。

戦略作物のうち、飼料用米と米粉用米には、収量に応じた数量払いが導入されます。交付単価の標準は、地域ごとの主食用米の平均反収で10<sup>円</sup>当たり8万円とし、反収の増減により10万5千円から5万5千円となります。麦・大豆に対する交付単価は3万5千円となります。

産地交付金は、「水田フル活用ビジョン」の策定を要件に、飼料用米・米粉用米の多収性専用品種の導入や加工用米の複数年契約に対し10<sup>円</sup>当たり1万2千円が交付されます。

④米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）

26年度は、現行どおり実施します。27年度以降は法改正を行い対象者を拡大、規模要件を廃止します。

⑤畑作物の直接支払交付金（ゲタ）

品目ごとに単価を見直して、現行どおり実施します。27年度以降は法改正し、ナラシ対策と同条件となります。

詳しくは、各市農政課、農業事務所等へお問い合わせ下さい。

## 《生産者の皆様》「米トレーサビリティ法」について

米トレーサビリティ法は、米・米加工品の取引等をした際に、「記録の作成・保存」及び「産地情報の伝達」を義務付けるものです。

この法律は、生産者等の米・米加工品を扱う事業者が対象です。

### 取引等の記録の作成と保存

米・米加工品を取引、事業者間の移動、廃棄を行う場合に、「品名、産地、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所、用途が限定されている米穀（加工用米など）はその用途」を記録し、原則3年間保存する必要があります。

実際の取引においては、必要事項が記載されている伝票類（帳簿も可）を保存することで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

### 産地情報の伝達

事業者間で米・米加工品を取引等する場合、一般消費者に米・米加工品を販売する場合には、産地情報の伝達が必要です。

（国産米：「国産」、「千葉県産」など、事実に基づき産地を伝達。）

### 問い合わせ先

農林水産省関東農政局千葉地域センター流通監視チーム

電話043-224-5615

県安全農業推進課食の安心推進室

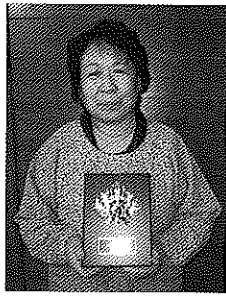
電話043-223-3082

「だから農業が好き」～山中幸子氏  
毎日農業記録賞 優良賞受賞～

野田市の女性起業家、山中幸子氏が、農や食、環境への思い、提言をつづる2013年(第41回)毎日農業記録賞の優良賞を受賞しました。

昭和49年、結婚を機に就農し、夢中で農業を覚え、地域活動を力に、当時は珍しいパソコン記帳や引き売りの挑戦、市場出荷から直売への経営転換、加工起業、経営主との経営分離など、常にチャレンジ精神を持って夢を実現させてきました。

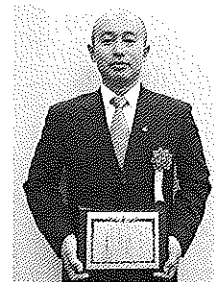
現在、直売所「ゆめめぐり野田」の理事兼出荷者として、また、加工起業の先駆者として、地域農業活性化、加工技術継承、後継者育成に尽力しています。「自分の選択してきた道は正しかった。応募が今後の原動力になった。」と山中氏は語ります。



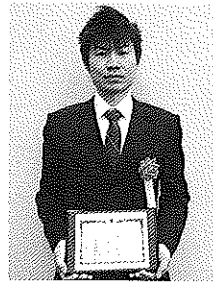
かっぽう着姿が  
素敵な山中幸子氏

千葉県農業士等  
新規認証者の紹介

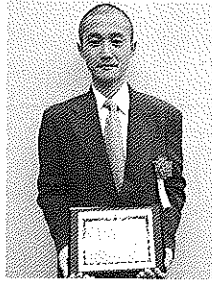
平成25年度は 当地区から農業士4名が認証されました。今後も地域リーダーとして、また、担い手育成活動について活躍が期待されます。



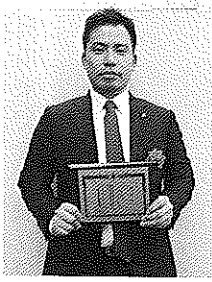
農業士 (船橋市)  
田中郁生氏  
施設+露地野菜経営



農業士 (鎌ヶ谷市)  
古和谷順一氏  
施設野菜+果樹経営



農業士 (鎌ヶ谷市)  
石井廣平氏  
露地野菜経営



農業士 (鎌ヶ谷市)  
石井秀一氏  
露地野菜経営

平成26年度 農業経営体育成セミナー生の募集

東葛飾農業事務所では、就農初年から数年までの農業後継者を対象に地域農業の担い手の育成を目的として農業経営体育成セミナーを開催しています。平成25年度は58名が受講しています。

この農業経営体育成セミナーは毎月1～2回程度、3年間の継続した研修を行い、農業経営に関する知識・技術の学習を行います。修了者からは、「セミナー受講生同士の交流や幅広い農業知識と専門的な知識が身につき、大変良かった。」と好評です。

平成26年度農業経営体育成セミナーは、5月開講予定です。4月以降に新規受講者を募集します。

※ 受講対象者

「農業後継者」及び「東葛飾地域に農地を確保し農業を始めた、または始める見込みの方」でいずれも40歳以下の方。

受講希望やお問い合わせは改良普及課へ。

また、お近くの農業後継者に是非、お知らせください。



～平成25年度開講式より～